

令和6年度第1回東京都入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和6年11月15日（金） 東京都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室																				
出席委員	<table border="0"> <tr> <td>（元）日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）</td> <td>有川 博</td> </tr> <tr> <td>東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授</td> <td>小見 康夫</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>片桐 春美</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>木下 潮音</td> </tr> <tr> <td>愛知大学地域政策学部地域政策学科教授</td> <td>斉藤 徹史</td> </tr> <tr> <td>（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長</td> <td>仲田 裕一</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>原澤 敦美</td> </tr> <tr> <td>日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授</td> <td>平田 京子</td> </tr> <tr> <td>東京大学大学院工学系研究科教授</td> <td>堀田 昌英</td> </tr> <tr> <td>弁護士</td> <td>松本 はるか</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（敬称略・計10名）</p>	（元）日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）	有川 博	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見 康夫	公認会計士	片桐 春美	弁護士	木下 潮音	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉藤 徹史	（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲田 裕一	弁護士	原澤 敦美	日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授	平田 京子	東京大学大学院工学系研究科教授	堀田 昌英	弁護士	松本 はるか
（元）日本大学総合科学研究所客員教授（委員長）	有川 博																				
東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見 康夫																				
公認会計士	片桐 春美																				
弁護士	木下 潮音																				
愛知大学地域政策学部地域政策学科教授	斉藤 徹史																				
（元）品川リフラクトリーズ（株）代表取締役副社長	仲田 裕一																				
弁護士	原澤 敦美																				
日本女子大学建築デザイン学部建築デザイン学科教授	平田 京子																				
東京大学大学院工学系研究科教授	堀田 昌英																				
弁護士	松本 はるか																				
審議事項	<p>(1) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果（公開審議案件）について</p> <p>(2) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果（定例審議案件）について</p> <p>(3) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（定例審議案件）について</p> <p>(4) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果（談合情報処理審査案件）について</p>																				
議案の概要	<p>(1) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回制度部会結果について報告を受けた。</p> <p>(2) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第一監視部会結果について報告を受けた。</p> <p>(3)、(4) 令和6年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会結果について報告を受けた。</p>																				
委員会による審議結果報告	<p>(1)～(4)について意見交換を行った。</p>																				
事務局からの報告	<p>談合情報取扱要綱に関する改正の検討状況について</p>																				

委員からの 意見等の概要	<p>議案(1)について</p> <p>○ 最近、技術者不足を理由に入札を辞退されるケースが多いが、現場代理人の常駐義務の緩和によって、一人で複数の現場を担当することができるということにつながるのか。</p> <p>【回答】</p> <p>監理技術者や主任技術者とは別に設置する必要がある現場代理人について、これまでは一つの現場に常駐しなければいけないと定められていたが、一定の要件を満たす場合には複数現場を兼務できるよう緩和した。これにより技術者等の担い手の確保にも寄与するものと考えている。</p> <p>○ 設計等委託における最低制限価格の算定式の見直しについて、最低制限価格の設定によるダンピング排除というメリットを維持しつつ、競争性を欠く状況になっていないかを常に検証しながら、最低制限価格制度の運用の是非を検討いただきたい。</p>
-----------------	---